

別表（第三十八条関係）（平二〇国交令七七・全改）

（表）
（縦54ミリ×横85ミリ）

理事官身分証明書 Identification Card of Investigator	
写 真	第 号 年 月 日交付 No. Date of issue:(date)
	理 事 官 氏 名 Investigator Name 生年月日 年 月 日 Date of birth:(date)
海 難 審 判 所 Japan Marine Accident Tribunal	
印	

（裏）

海難審判法（抄）

（調査のための処分）

第 27 条 理事官は、その職務を行うため必要があるときは、次の処分をすることができる。

一 （略）

二 船舶その他の場所を検査すること。

三～五 （略）

2 理事官は、前項第二号の処分をするには、その身分を示す証票を携帯しなければならない。